

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等
に対する意見の募集の結果について

令和3年8月4日
環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

令和3年5月14日（金）から6月12日（土）にかけて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（案）」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも廃棄物の適正処理の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1．実施期間等

募集期間：令和3年5月14日（金）～6月12日（土）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載

意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、郵送、FAX

2．御意見の件数

6件

3．御意見の内容及び御意見に対する回答

別添のとおり

4．本件に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電話：03 - 3581 - 3351（内線 7873）

(別添)パブリックコメントでいただいた御意見の概要及び回答

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	電気炉施設と既存認定業者との連携処理について、鉄部材と非鉄部材（PCB汚染物含む）と、部材毎に処分先が分かれるが、処理委託契約の体系、マニフェスト管理運用方法、処理後の実績報告などについて、今後ガイドライン等で示されるのでしょうか？	委託契約や産業廃棄物管理票、無害化処理に関する環境大臣への報告は、いずれも従前どおり関係規定に基づき対応を行う必要があります。
2	製鋼用電気炉向けの対象PCB変圧器等は、中大型の移動困難機器が想定され、機器から鉄部材と非鉄部材（PCB汚染物含む）を分けるため前処理として分解、解体が前提と必要とされるが、既存の解体ガイドラインで示している解体、切断作業の選定フロー、工程及び作業時の留意点等の見直しはされるのでしょうか？	絶縁油の抜油後の筐体（容器）等を焼却処理するに当たっての解体又は選別に係る留意事項については、別途関連するガイドラインにおいてお示しをする予定です。
3	現在、廃掃法での積替え保管を有している場合において、電炉向けの分解・解体を行う際のガイドラインなどは出されるのでしょうか？	
4	変圧器の解体・分別について積替・保管施設での対応となるケースが考えられるが現行、自治体の見解によって解体を許可している地域と許可していない地域がある。当改正の趣旨に従い一律で許可する方向でご指導頂きたい。	今般の改正は、変圧器等を事前に解体・選別する工程及びこれらの部材を運搬する工程について、選別後の部材の低濃度PCB廃棄物の無害化を行う者の責任の下に行われることを前提として、無害化処理認定制度の下における一体の審査・認定を可能とするものです。
5	改正概要中、「無害化処理認定業者等」とは自治体の許認可を得たものも含まれると考えてよいか。	都道府県知事の許可を得た者を含みます。
6	PCB廃棄物が確実に無害化処理できるよう、よろしく申し上げます	引き続きPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進してまいります。